

茂庭台豊齡ホーム給食業務事業者選定募集要項

1. 事業の目的

この募集要項は、介護老人保健施設茂庭台豊齡ホームにおいて、給食業務を運営する事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を公募により選定するため、必要な事項について定めるものである。

2. 公募内容

- (1) 事業名 : 茂庭台豊齡ホーム給食業務事業者選定
- (2) 事業内容 : 当施設が指定する場所において、給食事業の運営を行う。
- (3) 施設の概要
 - ① 所在地 : 仙台市太白区茂庭台2丁目16番10号
 - ② 施設の名称 : 公益財団法人 仙台市医療センター 介護老人保健施設茂庭台豊齡ホーム
- (4) 契約期間 : 原則として事業契約締結日から令和12年3月31日まで
- (5) 給食事業運営に係る条件等
別紙「食事提供業務の委託に関する仕様書」のとおり

3. 実施方法

総合評価型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは下記の条件を全て満たすものとする。

- (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に定める令和6年度版仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または令和7年度仙台市競争入札資格者の登録申請予定のもの。
- (2) 宮城県内に本店または支店（営業所）を設けていること。
- (3) 100床以上の介護老人保健施設において、給食業務を3年以上継続した実績を有するものであること。
- (4) 天災地変・その他不可抗力等、業務が通常に行われない場合、継続的に運営できる体制が整っている者。
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 仙台市から指名停止の措置を受けている者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中または更生手続中の者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中または再生手続中の者。
 - ④ 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年12月28日仙台市病院事業管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けている者。

- ⑤ 国税、県税及び市町村民税を滞納している者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号に該当する者。
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

5. 参加申込

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 会社概要または事業概要等（パンフレット等） 1部
- ③ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）
- ④ 企画提案書（様式任意） 7部

(2) 書類の提出方法

- ① から③の書類については、郵送または直接持参のうえ、令和6年12月24日（火）午後5時必着にて提出すること。ただし土日祝祭日を除く。④の書類については令和7年1月14日（火）までに提出すること。

(3) 提出先

14. の連絡先に同じ

(4) 提出上の注意事項

- ① 参加表明書を提出した者は、本募集要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- ② 電子メールでの提出は受け付けない。
- ③ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出書類等に記載されているも文字の判読が困難である場合または文意が不明な場合。

イ 本募集要項等に従っていない場合。

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載したと認められた場合。なお、虚偽の記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

エ 提案方式による公正な提案の執行を妨げ、または不正があると認められた場合。

6. 施設の見学について

見学を希望する場合は、参加表明後に当施設へ連絡し、日時調整のうえ実施する（後述の日程参照）。

※衛生管理上、厨房内部立入り制限区域あり。

7. 質疑応答について

- (1) 本募集要項等の内容に関する質問は、別紙の質問書（様式3）に記載し、ファクシミリまたは電子メールにて提出すること。質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、連絡先を明記すること。
- (2) 受付期間
令和7年1月7日（火）午後4時まで（土日祝祭日を除く）
- (3) 提出先
14.の連絡先に同じ
- (4) 回答期間
令和7年1月9日（木）午後4時まで（随時回答）
- (5) 回答方法
回答については、回答書を作成し、全ての参加者に対して回答する。ただし回答の内容が具体的な提案内容に密接に係わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答できない場合がある。

8. 選定方法等

- (1) 選定方法
提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえて、当施設の選定会議で総合的に審査のうち、最も優れた企画提案を行ったものを選定し、優先交渉権者とする。優先交渉権者にのみ結果を書面にて通知する。
- (2) 選定手順等
選定については企画提案書類を対象とした審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を実施する。
〈プレゼンテーション・ヒアリングの内容〉
 - ① プレゼンテーション・ヒアリングは、本提案の主担当を含めた4名までの出席とする。
 - ② プレゼンテーション・ヒアリングの内容は、企画提案内容についての追加説明及び選定会議の委員からの質問とする。スケジュール等詳細は別途連絡する。
- (3) 審査の公表等
審査内容、審査委員氏名、採点結果等については一切公表しないこととする。

9. 企画提案・評価項目

- (1) プレゼンテーションは10分、ヒアリングは15分とする。
- (2) 企画提案書（様式任意）については基本的な考え方を簡潔に記述し、内容は下記の評価項目順とし、企画提案資料がどの項目にあたるのかわかるように評価項目番号を明記すること。なお、各項目につきA3サイズ1枚程度で提案書を作成すること。なお委託費用については、委託料見積書（様式4）を添付することプレゼンテーションはパワーポイント等映像で示すことを妨げないが、提案書の内容を逸脱しないこと。
- (3) 提案審査は、下記の評価項目により評価、採点する。

評価項目	評価内容
1.業務の実績	①100床以上の介護老人保健施設において、給食業務を3年以上継続した実績を記載 ②個人情報管理できる体制について プライバシーマークの認証取得
2.業務実施体制	①当施設が提示しているスケジュールまでに運用開始するための工夫、稼働後のフォロー体制について ②現行受託業者からの引継ぎ及び契約終了時期から新規受託業者への引継ぎ体制について ③管理業務について (管理体制、当施設に配置予定の管理栄養士、栄養士等の実績など) ④人材確保の考え方、取り組みについて ⑤本事業を実施するにあたっての具体的な流れ(業務フロー)について ⑥従業員の配置計画、業務時間帯ごとの人数、正社員アルバイトの明確化、勤務時間、業務責任者等の体制について ⑦利用者からの相談やクレーム対応方法について
3.食事の提供	①給食業務の委託費用について ②食の品質の確保について(献立表及び実際の写真を添付) ③食材在庫等の管理方法等
4.災害時、緊急時の対応	①災害時等の食料調達(職員分を含む)及び人材の確保について ②当施設までの配送について ③災害や食中毒、感染症発生等緊急時の具体的な対応について

10. 契約の手続き

- (1) 優先交渉権者決定後、発注者(当施設)と優先交渉権者は、速やかに事業契約の締結に向けた打合せ等を開始する。
- (2) 優先交渉権者との契約交渉が不成立の場合は、参加業者の評価内容を再度検討し、次点者と交渉を行う場合がある。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案書に基づき決定するが、双方協議のうえ契約の内容を変更する場合がある。

11. 選定、契約スケジュール

- 令和6年12月10日(火) 公募
- 令和6年12月24日(火) 参加表明書提出期限
- ※施設見学の日程は適宜実施(事業者ごとに調整)
- 令和7年1月7日(火) 質問書の提出期限
- 令和7年1月9日(木) 質問書の回答

令和7年1月14日（火）	企画提案書の提出期限
令和7年1月17日（金）	プレゼンテーション・ヒアリング実施（開始時刻は別途調整）
令和7年1月23日（木）	審査結果通知予定（優先交渉権者決定）

1 2. 失格条件

提出された企画提案書類等が次に掲げる条項のいずれかに該当する場合は失格を検討する。

- (1) 書類提出に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (3) この要項に定める手続き以外の手法により、選定会議の委員または関係者に援助を直接または間接に求めた場合

1 3. その他

- (1)発注者（当施設）は、優先交渉権者が提出した企画提案書の内容に拘束されない。
- (2)参加者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。なお辞退については参加辞退届（様式4）を当施設に直接持参し提出すること。
- (3)この提案に要するすべての費用は、全て参加者の負担とする。
- (4)提出書類は返却しないものとする。なお、提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属し、発注者は事業の選定以外で無断使用しない。
- (5)提出された書類は、選定を行うために必要な範囲において、複製することがある。
- (6)企画提案書類の提出後の再提出、差替え、修正は原則として認めない。

1 4. 連絡先

公益財団法人仙台市医療センター 介護老人保健施設 茂庭台豊齡ホーム 事務課 菅原 堀籠

住所：〒982-0252 宮城県仙台市太白区茂庭台2丁目16番10号

電話：022-281-3190

ファクシミリ：022-281-3194

電子メール：horigome@hourei.com

（問い合わせ時間：土日祝祭日を除く平日午前10時から午後4時まで）